

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第157号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年11月3日 10時55分ごろ
発生場所	神奈川県藤沢市江ノ島東方沖 湘南港灯台から099° 1.2海里付近 (概位 北緯35° 17.75′ 東経139° 30.72′)
事故等調査の経過	平成26年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット マリンスノーⅡ、5トン未満（長さ4.99m）
船舶番号、船舶所有者等	235-17073神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機等の濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人（以下「同乗者」という。）を乗せ、平成26年11月3日10時05分ごろ、藤沢市所在のヨットハーバーを出発し、江ノ島東方沖で帆走の練習を行っていた。</p> <p>本船は、左舷船首方より風を受けながら帆走しており、船長がヨット経験の浅い同乗者に舵を持たせて操舵の要領を教えていたところ、風を船首方から受ける状態となって行きあしがほぼ停止した際、乗船者が左舷側に位置した状態で一時的に右舷側より風を受けるとともに、右舷後方からのうねりを受けて左舷側へ横転した。</p> <p>本船は、船長が、船体を引き起こそうとしたものの、同乗者をセンターボードの上に移動させることができず、転覆した。</p> <p>本船は、船長が防水型の携帯電話で118番へ救助を要請し、同乗者1人が付近を航行していたヨットに救助され、その後、船長及び同乗者3人が来援した巡視艇に救助され、藤沢市湘南港へ搬送された。</p> <p>本船は、海上保安庁から知らせを受けたヨットハーバーの救助艇によりヨットハーバーへえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北～北東、風力 3</p> <p>海象：波向 北、波高 約1.0～1.5m、うねり 波向南南東、波高約1.0～1.5m</p>
その他の事項	<p>本船は、全長約5mの簡易キャビン付きのヨットであった。</p> <p>船長は、40年以上のヨットの操船経験を有し、転覆後に本船を引き起こすことを考えたが、経験の浅い同乗者のことを考えて救助を優</p>

	<p>先した。</p> <p>乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、江ノ島東方沖において、左舷船首方より風を受けて帆走中、船首方から風を受ける状態となって行きあしがほぼ停止した際、乗船者が左舷側に位置した状態で一時的に右舷側より風を受けるとともに、右舷後方からのうねりを受けたことから、左舷方へ横転し、船長が同乗者をセンターボードの上に移動させるなどして船体を引き起こすことができず、転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、江ノ島東方沖において、左舷船首方より風を受けて帆走中、船首方から風を受ける状態となって行きあしがほぼ停止した際、乗船者が左舷側に位置した状態で一時的に右舷側より風を受けるとともに、右舷後方からのうねりを受けたため、左舷方へ横転し、船長が同乗者をセンターボードの上に移動させるなどして船体を引き起こすことができず、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験の浅い者をヨットに乗せる場合は、船体の大きさを考慮した乗船人数とし、船体が横転した際の対処方法を、あらかじめ十分に教育しておくこと。